

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部の情報誌

Ameg Con 通信

発行日：平成 21 年 12 月 1 日

発行元：

(社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
神奈川支部〒231 横浜市中区寿町 1-4
-0026 労働プラザ 7 F

Tel/Fax 045-633-3618

E-mail: conkanashibu@ybb.ne.jp

<http://www.geocities.jp/conkanashibu/>

国立大学から安全衛生診断を受注しました。

神奈川支部では、事業部長をはじめ事業部員が一丸となり業務拡大に尽力してきましたが、コンサルタント会の定款との関係で事業拡大が今一つ進展しませんでした。また、最近の傾向として、官公庁及び企業では契約母体が法人であることを望まれることが多くなりました。

神奈川支部では、これらの諸事情を考慮し、所轄税務署に『収益事業開始届』を提出することにより定款に係るなく営利事業を行える体制を整えました。

体制整備後の第一号の受注として国立大学より『安全衛生診断』及び『安全の手引の見直し』の業務依頼を受けました。

国立大学の安全衛生診断実施

神奈川支部における国立大学の安全診断の実績は、平成十五年に一件ありますが、コンサルタント会社経由での依頼でしたが、今回は直接受注することができました。

診断に当たっては、前回行われた診断を参考に実施計画を作成し、また、大学等の安全衛生診断経験者の養成のために、前回の安全診断経験者は外し、事業部在籍の各方面の専門家を六名選任し実施しました。これにより、各コンサルタントの専門性を生かした広範囲の指導ができ依頼者より好評を得ました。

安全の手引見直しに関しては、関係法令との整合性、法
の要求事項の追加、見易い構成等を重点に指導し、2010
年度版が完成しました。

国立大学は平成十六年の国立大学法人法等関係六法の施

行に伴い、国立大学法人となりました。法人化に伴い労働安全衛生関係法令等の規制を受けることとなり約五年が経過し、労働安全衛生法等が要求する安全衛生管理体制の確立等に努めてきたことは安全衛生委員会等の活動によりうかがえましたが、具体的な安全衛生管理活動は個別の研究室単位の自主活動に依存している傾向が依然見受けられたというのが診断後の印象でした。

事例④ 過去に指導してきた事業場からの感謝のメールを

貰った事例です。

このメールは、三年ほど前に指導した製造業の工場長から頂いた感謝のメールで、たまたま労働基準監督署の指導があった際に、指導・指摘を受けたが、一方では、今までに事業場を挙げて取り組んできたことが評価されたことに対する感謝の意と考えられます。勿論、この事業場が安全衛生体制の確立の為に取り組んだ成果が認められたということです。

メールの内容は、

「先生のおかげで、安全衛生方針の表明、安全衛生管理計画の作成と実績管理、作業手順書の整備、また、リスクアセスメントの具体的な活動とリスクの低減等の記録が整備されていたことや、安全衛生委員会の開催と議事録等が揃っていた等のおかげで労基署の担当官に説明する際に随分助かりました。本当に有難うございました。」

ということ非常に感謝されました。